

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和50年1月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から50年1月8日まで

昭和48年ごろにA社に入社し、61年8月まで勤務していた。当初はパートタイマーであったが、48年11月から正社員になり、以後、徐々に責任ある立場を任されるようになっていった。途中で退職したことはないのので、申立期間の厚生年金記録が欠落しているのはおかしい。当時の業務日誌及び家計簿を提出するので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した業務日誌、家計簿及び元同僚の証言等から判断すると、申立期間について申立人がA社（C事業所）に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、A社（C事業所）は、昭和49年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人の同社（C事業所）での被保険者資格取得日は50年1月8日であることから、同日までは同社（B事業所）における被保険者期間であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社（B事業所）における昭和49年1月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から同年12月31日まで

社会保険事務所の職員が自宅に訪れ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が引き下げられているとの話をされた。申立期間当時、月額30万円から35万円ぐらゐの給与をもらっていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年7月から同年11月までは36万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年12月31日以降の11年3月8日付けで、申立人を含む25名の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して減額訂正されており、申立人の場合、10年7月から同年11月までの標準報酬月額が36万円から24万円に減額訂正されているのが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により取締役ではなかったことが確認できる上、元同僚から、「申立人は、B業のC（職種）であり、厚生年金保険関係の業務には携わっていなかった。」との証言が得られていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月1日から同年9月30日まで  
社会保険事務所から、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているとの連絡があった。実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されているので、訂正前に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年3月から同年8月までは41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年9月30日以降の同年10月14日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、9年3月から同年8月までの標準報酬月額が41万円から20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により取締役ではなかったことが確認でき、申立期間に係る雇用保険の加入歴を有しているほか、当時の同僚からは、「申立人の業務は現場での作業であり、社会保険関係の事務には携わっていなかった。」とする証言が得られており、申立人が当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月21日から同年10月1日まで

昭和27年4月にA社B工場に入社し、40年6月21日付けで社命によりA社B工場に転属となったが、転属後の厚生年金保険の加入記録は同年10月1日からとなっている。転属しても継続して勤務していたので、被保険者記録に欠落期間があるはずがなく、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在籍証明書、社員名簿及び当時の上司の証言などから判断すると、申立人が申立期間についてA社B工場に継続して勤務し（昭和40年6月21日にA社B工場からA社B工場に転属）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和40年10月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 34 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が 15 万円となっているが、当時は 30 万円以上の給与を受け取っていたはずである。源泉徴収票もあるので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初平成 7 年 10 月から 9 年 5 月までは 34 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 9 年 7 月 31 日）以降の同年 8 月 6 日付けで、申立期間の標準報酬月額が遡及して 15 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、申立人に係る当該事業所における雇用保険の記録が確認できる上、代表取締役であった兄から、「会社の経営状態が悪くなって他の会社と合併し、私が社長を退いてからは、申立人は従業員と同じ扱いで、経営に口を出せる立場になかった。」との証言も得られている。

さらに、複数の元従業員からも、「申立人は取締役であったが、実際には、運転手や営業など他の従業員と同じように働いていた。経営に関わっている様子は無かったし、社会保険の手続にも関わっていなかった。」との証言を得ていることから、当該遡及訂正処理そききゆうに関する訂正処理に当該遡及訂正処理そききゆうに  
関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初に届け出た 34 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社B支店において、昭和35年1月19日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 明治44年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年1月19日から35年1月19日まで

夫は、昭和5年8月11日にA社に入社し、41年3月2日に退職したが、34年1月19日から35年1月19日までの期間について、厚生年金保険加入記録が無いので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された職員カード、在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間についてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、職員カードの記録によると、昭和28年5月13日に同社B支店の支店長、35年1月9日に同社C支店の支店長の発令が確認できることから、申立人は申立期間において、同社B支店に勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和34年1月19日となっているにもかかわらず、同年10月の標準報酬月額の定時決定が行われたことが確認できる。この定時決定の記録を前提とすると、申立人が同年1月19日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A

社の事業主は、申立人が主張する昭和 35 年 1 月 19 日に同社B支店における被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 9 月 30 日まで  
社会保険事務所から連絡があり、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることを知った。自分には覚えがないので、正しい記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 12 年 9 月 30 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の 13 年 1 月 20 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 36 万円から 20 万円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、当該事業所の登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人及び社会保険事務を担当していたとする妻は、いずれも申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されたことについて心当たりが無いとしているが、その妻によれば、申立期間当時、厚生年金保険料の納付が遅れたため、何度か社会保険事務所職員の訪問を受けたことがあるとしており、その後、社会保険事務所に出向き、事業所の全喪に係る届出を行ったとしていることから、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納が生じていた状況がうかがえ、代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理について、関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人が、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで  
社会保険事務所の職員から、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。

当時、会社が社会保険料を滞納しており、社会保険から脱退することになったが、滞納保険料の清算について標準報酬月額を減額する話は無かったと思うので、事業主負担が無ければ標準報酬月額を訂正してもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 6 月 30 日に適用事業所でなくなっているところ、同日付けで申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、41 万円から 20 万円に、同日後の同年 8 月 26 日付けで 20 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人の妻は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料の件で社会保険事務所職員と相談した上で、社会保険を脱退することになった。」と証言していることから、申立人は、同社の代表取締役として、滞納保険料を解消するため、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人が、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しな

がら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 26 日から 43 年 10 月 30 日まで  
紹介でA社に入社した。2、3か月整備の仕事をした後、B部に配属となり、42年の12月ごろに同社のC営業所勤務となったが、そのころからの年金記録が無い。当時の所長、上司の名前も覚えているし、給与から所得税、雇用保険料、社会保険料は間違いなく引かれており、手取額は2万円程度だったと記憶している。記録が間違っていると思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の上司及び同僚の証言などから、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、昭和42年12月26日と記録され、同年12月28日に健康保険証を返納した旨の記載が認められる上、雇用保険の記録においても、被保険者資格を喪失した年月日が、42年12月25日となっていることが確認できる。

また、申立人は昭和42年12月から同社C営業所に勤務したとしているところ、複数の同僚から、当該期間は、同社C営業所が出来る以前の仮営業所があったところであることが確認でき、当時の上司の証言によれば「働いていたことは間違いないが、保険料が控除されていたかどうかはわからない」としている。

さらに、申立人は、昭和43年4月から44年3月まで、国民年金に加入し保険料納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確

認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで

私はA社の代表取締役で、月に 60 万くらい報酬があったが、社会保険事務所の記録では標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっている。標準報酬決定通知書を見ると、申立期間の標準報酬月額は 59 万円となっており、決算書においても、申立てどおりの報酬額であることが確認できる。社会保険事務所の記録が明らかにおかしいので、記録を元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 11 年 2 月 28 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の 11 年 3 月 8 日付けで、申立人の標準報酬月額が、10 年 1 月から同年 12 月まで、59 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正について関与していないとしており、「会社の事務処理は妻が行っていた。」と証言しているところ、その社会保険に係る事務を担当していたとする申立人の妻は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しがちであり、社会保険事務所の職員がその都度集金に来ていた。」と証言していることから、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人が、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで

私はA社の取締役で、月に 20 万くらい報酬があったが、社会保険事務所の記録では標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっている。標準報酬決定通知書を見ると、申立期間の標準報酬月額は 20 万円となっており、決算書においても、申立てどおりの報酬額であることが確認できる。社会保険事務所の記録が明らかにおかしいので、記録を元に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 11 年 2 月 28 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の 11 年 3 月 8 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、10 年 1 月から同年 12 月まで、20 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「会社の事務処理は私自身が行っており、保険料の未払い分も無く、当該標準報酬月額の減額訂正についても関与していない。」と証言しているものの、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しがちであり、社会保険事務所職員がその都度集金に来ていた。」と証言している上、申立人は、当該事業所の経営に関しても代表取締役である夫と一体となって行っており、会社の事務全般について取り仕切っていたことが認められるため、社会保険に関する事務についても権限を有していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 9 年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所から連絡を受け、私の標準報酬月額が平成 8 年 5 月から 9 年 8 月までの期間大幅に引き下げられていることを知った。私はそのようなことをした覚えはないので、引下げ前の正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 9 年 9 月 3 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 10 月 7 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が、8 年 5 月から同年 10 月までについては 59 万円から 20 万円に、同年 11 月から 9 年 8 月までについては 59 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられ、さらに、10 年 1 月 8 日付けで、8 年 9 月については 20 万円から 18 万円に、同年 10 月については 20 万円から 11 万円に引き下げられている。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当時厚生年金保険料の滞納は無かったとしており、「会社が倒産したことを従業員に説明し、失業の手続も自ら行ったが、社会保険の手続については覚えていない。」としているが、一方で、「会社が倒産した最後の分だけは滞納保険料があったかもしれない。」、「通常、社会保険に係る手続については、自ら行っていた。事務員が作成した当該手続に係る書類についても最後に必ず自身で目を通し私が印を押していた。」と回答していることから、申立人は当該事業所の業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務についても権限を有していたことがうかがえ、標準報酬月額の訂正処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から 56 年 1 月 10 日まで

A社B部は、私の父が事業主であったが、父が昭和 53 年\*月に亡くなったため、経理、給料計算等の事務に携わるようになり、翌年6月から社会保険に加入し、厚生年金保険料も給与から控除していた。当時の給料明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同族会社であるA社の閉鎖登記簿謄本により、申立人が昭和 55 年 2 月、取締役役に就任していることが確認できること及びA社B部の元従業員の証言から、申立人が、申立期間当時、申立て事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の加入記録を確認すると、申立期間の一部について、申立て事業所でない別の適用事業所に加入記録が確認でき、その適用事業所の被保険者原票には、申立期間中（昭和 55 年 11 月 6 日）に健康保険証の再交付を受けた記録がある上、同年 12 月に病院の受診履歴があることも確認できた。

また、申立人は、申立て事業所の厚生年金被保険者資格取得届について、昭和 54 年 6 月 1 日付けの届出を行い、給与から厚生年金保険料を控除していたと主張しているが、二つの事業所に付された申立人の厚生年金被保険者番号は同一であり、所轄社会保険事務所（保険者）も同一であることから、「健康保険厚生年金保険被保険者二以上事業所勤務届」の提出が必要であるが、その届出が提出された形跡は被保険者原票等からはうかがえない。

さらに、社会保険事務所が管理する申立て事業所の健康保険厚生年金保険

被保険者名簿を調査したが、申立期間において、健康保険証の整理番号に欠番は無く、雇用保険被保険者としての加入記録も確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。